



山形県公報

平成16年 2月27日 (金)

号 外 (10)

目 次

規 則

- 山形県行政組織規則の一部を改正する規則..... (人 事 課) ... 1
- 山形県物産館条例施行規則を廃止する規則..... (観光振興課) ... 同

訓 令

- 山形県事務代決及び専決事務に関する規程等の一部を改正する訓令..... (人 事 課) ... 2

規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 2月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第10号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則 (昭和39年 4月県規則第35号) の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 款 物産館」を「第 5 款 削除」に改める。

第16条第 1 項第 4 号リを削る。

第 3 章第 6 節第 5 款を次のように改める。

第 5 款 削除

第132条及び第133条 削除

第201条第 1 項の表館長の項及び副館長の項中「及び物産館」を削る。

附 則

この規則は、平成16年 3月 1 日から施行する。

山形県物産館条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成16年 2月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第11号

山形県物産館条例施行規則を廃止する規則

山形県物産館条例施行規則 (昭和39年 3月県規則第19号) は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年 3月 1 日から施行する。

(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

- 2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則 (昭和41年 9月県規則第70号) の一部を次のように改正する。
別表物産館長の項を削る。

訓 令

山形県訓令第 4 号

庁 中
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年 2月27日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県事務代決及び専決事務に関する規程等の一部を改正する訓令

(山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部改正)

第 1 条 山形県事務代決及び専決事務に関する規程(昭和28年12月県訓令第49号)の一部を次のように改正する。

別表第 5 物産館の項を削る。

(山形県職員の人事に関する手続規程の一部改正)

第 2 条 山形県職員の人事に関する手続規程(昭和38年 8 月県訓令第52号)の一部を次のように改正する。

別表第 4 第 1 項中「、物産館」を削る。

(山形県文書管理規程の一部改正)

第 3 条 山形県文書管理規程(昭和43年 4 月県訓令第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 号 2 出先機関の項の表中 「山形県名古屋事務所 名 物 山形県物産館」を

「山形県名古屋事務所 名」に改める。

(附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部改正)

第 4 条 附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程(昭和56年 4 月県訓令第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 物産館の項を削る。

附 則

この訓令は、平成16年 3 月 1 日から施行する。